

○仙北市空き家等対策支援事業補助金交付要綱

平成24年12月28日告示第119号

改正

平成25年8月1日告示第76号

平成29年3月28日告示第60号

令和3年1月21日告示第3—2号

令和6年3月19日告示第32号

仙北市空き家等対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、財政援助の必要な空き家所有者に対し交付する仙北市空き家等対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、空き家等とは、市内に所在する居住家屋又は工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「申請者」という。）は、原則として次の各号の全てに該当することとする。ただし、市長が特に危険と認めたものはこの限りではない。

- (1) 申請者は、登記簿謄本又は本市の固定資産台帳に登録されている空き家の所有者又はその相続人とする。
- (2) 所有者又は登記名義人が、市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税その他市に対して納付（納入）すべき一切の徴収金（以下「市税等」という。）を滞納していないこと。
- (3) 当該空き家等が共有である場合は、事業実施について他の共有者全員の同意があること。
- (4) 本要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないもの
- (5) 申請者の年間総所得金額が460万円以下であること。

(6) 申請時点で築40年を経過しているもの

2 補助金交付の対象となる空き家等は、空き家及びその空き家が存在する土地に物権・賃貸権等が設定されていないこと。

(解体事業対象工事)

第4条 空き家の解体対象工事は、次に該当するものとする。

(1) 市内に本・支店を置く法人又は市内に住所を置く個人で、県知事による解体工事業業者登録を受けたもの又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業若しくは建築工事業の許可を受けたものが請負う解体工事であること。

(2) 敷地内の空き家等全てを解体・処分する工事であること。

(3) 公共工事の移転建て替えその他の補償等の対象物件工事でないこと。

(補助金の額)

第5条 解体処分費の2分の1又は20万円のいずれか少ない金額とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1号に規定する申請書は、空き家等対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 空き家の位置図及び現況写真

(2) 申請者の所得証明書

(3) 解体工事見積書の写（総括表・明細表・単価表 込）

(4) その他、市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容の審査及び必要に応じて行う実施調査等により、補助金交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定にあたり、必要がある場合空き家等審議会の意見を聴くものとする。

(実績報告)

第8条 補助申請者は、補助事業が完了したときは補助事業実績報告書を提出しなければならない。なお、規則第13条第1号に関する申請書は、空き家等対策支援事業補助金実績報告書（様式第2号）によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 解体工事請求書の写し及び解体工事費用を支払ったことが確認できる領収書等、
または、空き家解体ローン申込書の写し
- (2) 解体工事着工前及び完成後の写真
- (3) その他、市長が必要と認めるもの
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月1日告示第76号)

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日告示第60号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月21日告示第3—2号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月19日告示第32号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。